

妙高市地域人材育成支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民の能力開発及び就業機会の向上並びに市内事業者の人材確保を図り、市内産業の振興及び地元就労、地元定住に結びつけるため、市民又は市内事業者が負担する資格を取得する際に必要となる試験、研修及び技能講習（以下「資格試験等」という。）の受験料及び受講料について、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 次のいずれにも該当する個人

- ア 妙高市内に住所を有していること。
- イ 助成金交付申請時において市税を滞納していないこと。
- ウ 過去に同一資格試験等の受験又は受講に対する助成金を受給していないこと。
- エ 交付申請時の年齢が18歳以上66歳未満であること（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）の学生並びに高等専門学校（3年生までの学生を除く。））。
- オ 他の公的制度による資格試験に係る受験料又は受講料助成を受給していないこと。

(2) 次のいずれにも該当する事業者

- ア 市内で事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項に規定する中小企業者）及び、個人事業主にあたっては市内に住所を有していること。
- イ 助成金交付申請時において市税を滞納していないこと。
- ウ 交付申請時の年齢が66歳未満の雇用者の資格取得であること。
- エ 他の公的制度による資格試験に係る受験料又は受講料助成を受給していないこと。

(助成対象資格)

第3条 助成金の交付の対象となる資格試験等は、法令に基づく国家資格及び別表第1のとおりとする。ただし、次の各号の資格を除くものとする。

- (1) 普通自動車免許
- (2) 原付免許を含む二輪免許

2 過去に介護福祉士実務者研修の受講に対する助成金の交付を受けた者は、介護福祉士資格に対

する助成金の交付対象としない。

(助成額等)

第4条 助成金の額は、前条に掲げる資格試験等の受験料又は受講料の2分の1以内の額(100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、3万円を上限額とする。ただし、別表第2に規定する資格試験等については、10万円を上限額とする。

2 助成金の交付回数等は、次の各号のとおりとする。

(1) 第2条第1号に掲げる助成対象者 同一年度において助成対象者1人につき2回を限度とする。

(2) 第2条第2号に掲げる助成対象者 同一年度において従業員1人につき2資格を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第2条第1号に掲げる助成対象者は妙高市地域人材育成支援助成金交付申請書(個人用)(別記様式第1号)に、第2条第2号に掲げる助成対象者は妙高市地域人材育成支援助成金交付申請書(事業者用)(別記様式第1号の2)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 助成金の交付申請書の提出期限は、助成対象者が助成金の交付を受けようとする年度において資格試験等の合格通知の日又は修了の日から1月以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、その決定の内容を妙高市地域人材育成支援助成金交付(決定・却下)通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、当該交付決定を取消し、既に支給した助成金の全部を返還させることができる。

2 前項の規定による助成金の返還は、妙高市地域人材育成支援助成金返還通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第3条関係）

資格の名称	
公的研修	介護職員初任者研修 介護福祉士実務者研修 中小企業大学校及びにいがた産業創造機構が当該年度中に実施する研修
技能検定	新潟県職業能力開発協会が当該年度中に実施する技能検定
その他資格	森林セラピスト
	森林インストラクター
	グリーンセイバー
	自然ガイド
	登山ガイド
	山岳ガイド
	AGS-Jレスキュー技術
	気候療法士
	健康運動指導士
	温泉ソムリエ
	スキーガイド
	公認スキー準指導員・指導員
	公認スノーボード準指導員・指導員
	公認クロスカントリースキー準指導員・指導員
	スキー公認検定員
	公認クロスカントリースキー検定員
	公認スキーパトロール

別表第2（第4条関係）

資格の名称	
国家資格	大型特殊自動車第一種運転免許
公的研修	介護職員初任者研修 介護福祉士実務者研修
その他	市長が認める資格試験等